

(1 9 0) 【発行国・地域】日本国特許庁 (J P)
(4 5 0) 【発行日】平成 2 3 年 9 月 6 日 (2 0 1 1 . 9 . 6)
【公報種別】商標公報
(1 1 1) 【登録番号】商標登録第 5 4 3 0 1 4 7 号 (T 5 4 3 0 1 4 7)
(1 5 1) 【登録日】平成 2 3 年 8 月 5 日 (2 0 1 1 . 8 . 5)
(5 4 0) 【登録商標】

讃岐 釜揚げうどん 丸亀製麺

(5 0 0) 【商品及び役務の区分の数】 2

(5 1 1) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第 2 9 類 魚介類の天ぷら，肉の天ぷら，野菜の天ぷら，卵の天ぷら，肉製品，加工水産物（「かつお節・寒天・削り節・食用魚粉・とろろ昆布・干しのり・干しひじき・干しわかめ・焼きのり」を除く。），加工野菜及び加工果実，加工卵，油揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆，カレー・シチュー又はスープのもと，卵

第 3 0 類 香川県産の釜揚げうどんのめん，香川県産の釜揚げうどん用だし，香川県産の釜揚げうどん用つゆ，香川県産の調理済みの釜揚げうどん，いなりずし，おにぎり，穀物の加工品，ウースターソース，グレービーソース，ケチャップソース，しょうゆ，食酢，酢の素，そばつゆ，ドレッシング，ホワイトソース，マヨネーズソース，焼肉のたれ，ぎょうざ，サンドイッチ，しゅうまい，すし，たこ焼き，肉まんじゅう，ハンバーガー，ピザ，べんとう，ホットドッグ，ミートパイ，ラビオリ，菓子及びパン

【国際分類第 9 版】

(2 1 0) 【出願番号】商願 2 0 1 1 - 5 9 0 1 (T 2 0 1 1 - 5 9 0 1)

(2 2 0) 【出願日】平成 2 3 年 1 月 3 1 日 (2 0 1 1 . 1 . 3 1)

(7 3 2) 【商標権者】

【識別番号】 5 0 0 5 0 6 1 6 1

【氏名又は名称】株式会社トリドール

【住所又は居所】兵庫県神戸市中央区小野柄通 7 丁目 1 番 1 号

(7 4 0) 【代理人】

【識別番号】 1 0 0 0 7 4 3 3 2

【弁理士】

【氏名又は名称】藤本 昇

(7 4 0) 【代理人】

【識別番号】 1 0 0 1 3 3 6 7 3

【弁理士】

【氏名又は名称】野村 慎一

(7 4 0) 【代理人】

【識別番号】 1 0 0 1 5 0 2 7 8

【弁理士】

【氏名又は名称】 白井 里央子

【法区分】 平成 1 8 年改正

【審査官】 谷村 浩幸

(5 6 1) 【称呼 (参考情報) 】 サヌキカマアゲウドンマルガメセーメン、サヌキカマアゲウドン、サヌキウドン、マルガメセーメン、マルガメ、サヌキメン

【検索用文字商標 (参考情報) 】 讃岐釜揚げうどん、丸亀製麺、丸亀、製麺

【類似群コード (参考情報) 】

第 2 9 類 3 2 B 0 1、3 2 F 0 1、3 2 F 0 4、3 2 F 0 5、3 2 F 0 6、3 2 F 0 7、3 2 F 1 0

第 3 0 類 3 0 A 0 1、3 1 A 0 2、3 2 F 0 3、3 2 F 0 6

(5 3 1) 【ウィーン分類 (参考情報) 】 2 6 . 4 . 1 ; 2 6 . 4 . 2 ; 2 6 . 4 . 4 ; 2 6 . 4 . 6 ; 2 6 . 4 . 7 ; 2 6 . 4 . 9 ; 2 6 . 4 . 1 8